

つくば・市民ネットワーク第3次中期計画（2019年～2022年）政策編

2020年の選挙をはさんで前後2年間、計4年間の計画とし、これをもとに単年度毎の計画を作り活動する。

（1）市民自治ができるまちづくり

市民と行政が知恵を出し合い、市民自治のまちづくりを進めます。

- ①市民自治を確立する制度づくり
- ②自治会だけでなく地域の話し合いの場作り
- ③無作為抽出の市民による市民討議
- ④行政情報、議会情報の積極的な公開・提供・意見交換の促進
- ⑤議会改革（透明性の向上、議論を尽くす議会）

（2）子どもの健やかな成長を支える環境づくり（教育・子育て）

核家族化・少子化が進む中、安心して出産・子育てができる環境づくりとともに、一人一人の子どもの健やかな育ちを支える教育・地域づくりに取り組みます。

- ①つくば市の教育政策の見直し
 - ・ICT教育の検証
 - ・小中一貫教育の検証
 - ・学校給食について、食育の推進と新設校への自校式給食の導入の提案
- ②教育環境の充実
 - ・特別支援教育の充実、特別教育支援員や教員への研修
 - ・学校図書館の充実
 - ・少人数学級の実現
 - ・子どもを取り巻く様々な課題（貧困、不登校、いじめ、ゲームやネット依存等）の解決
- ③子育てしやすい環境づくり
 - ・出産しやすい環境づくり
 - ・子育てのための時短勤務や有給取得がしやすい職場環境づくり
 - ・多様な保育のニーズを調査し、保育の質を高める。
 - ・子育て世代が孤立しない為の居場所づくり
 - ・子供の放課後や長期休暇中、学校外の居場所づくり
- ④遊びの大切さを広める。
 - ・子供の発達と成長にとって、自由な「遊び」の有用性を広める。
 - ・プレイパークの実現による世代を超えた様々な人達の居場所づくり

（3）高齢者も障がい者も誰もが安心して暮らせる地域づくり（高齢、障がい・人権）

子ども・大人・高齢者・障がい者・性的マイノリティーなど、全ての人が安心して自分らしく暮らし続けられるまちをめざします。多くの人が無意識のうちに持っている差別意識を認識し、差別のない社会をめざします。

- ①福祉施策の推進（国・県の基準を超える市独自の支援施策の検討）
- ②福祉相談機能の改善
 - ・支援が必要な時にすぐにつながるしくみの提案
 - ・相談委託先や地域交流センター利用などの窓口を増やし、相談機能の向上
- ③子育て世代・高齢者・障がい者を地域で支え合うしくみづくり
- ④男女格差のない社会をめざす。
 - ・審議会、協議会、委員会、議会などの女性比率50パーセント超をめざす。
 - ・性別にかかわらず育児休暇、介護休暇制度が利用しやすい環境をつくる。
- ⑤人権を尊重し差別のない社会をめざす。

（4）住みやすいまちづくり

公共交通の充実、防災対策、良好な景観など、市民の声を活かす住みやすいまちづくりをめざします。

- ①公共交通の充実
- ②公務員宿舍跡地の売却・再開発が住環境の悪化にならぬよう、市民の声を活かしたまちづくり
- ③歩道の整備・バリアフリー化（特に通学路）
- ④災害時の市民の安全確保（公共施設の耐震診断の実施・改善、防災訓練の実施）
- ⑤自転車での移動がしやすいまちづくり（自転車の安全確保、段差解消、駐輪場の改善など）
- ⑥長期的視野に基づくまちづくりビジョンの検討

（5）安心・安全な食・水・農業の推進

食と水の安全の確保や、持続可能な農業の推進に取り組みます。

- ①食の安全を脅かす、遺伝子組み換え作物、ゲノム編集、種子法廃止、過剰な農薬散布、などの問題への取り組み
- ②水の安全で安定的な供給のために水道の民営化に歯止めをかける
- ③地産地消の推進（特に学校給食への地場農産物の5割使用をめざす）
- ④循環型農業の推進、地域・在来の種子を守る。
- ⑤農業後継者・新規就農者の育成、支援の充実

（6）環境を守り、循環型社会をつくる

次世代により豊かな環境を引き継ぐために、自然環境の保全や循環型社会の実現に向けて取り組みます。

- ①ごみ減量と資源化の推進
- ②化学物質への対策（農薬使用の削減、香害問題など）
- ③バイオマス利活用の検討
- ④地球温暖化対策の推進

（7）脱原発を実現し、自然エネルギー中心のまちづくりと放射能汚染対策

地震大国の日本では原発の安全性は保障されず、運転すればするほど処理できない放射性廃棄物が大量に発生し続けています。原発をなくし、再生可能なエネルギー中心の社会の実現をめざします。

- ①東海第二原発再稼働ストップ（県民投票直接請求も視野に入れた活動に取り組む）
- ②甲状腺検査など、放射能汚染対策への取り組み
- ③エネルギーの地産地消の推進
- ④エネルギーを使いすぎる暮らし方の見直しを提案

（8）立憲主義を堅持し、憲法の3原則（基本的人権の尊重、国民主権、平和主義）を守る

国家権力を制限し、すべての人々が個人として尊重される立憲主義の理念を基盤とした憲法の3原則を守る活動を進めます。